小作爭議調査表

No. 43

（月報番號第六八號）

（昭和九年5月分）

項目	内容
場所	三井郡味坂村大字上西鯵坂字高島
關係人員	地主 河原仁助 小作人 永利源藏
地主關係團体	ナシ
要求事項	土地返還要求
原因	地主は前記土地を買受け自作すべく計画し居りたるも小作人は直ちに全農縣聯味坂支部に應援を求め土地を返還せず継續小作する旨通告したるに因る。
經過	小作人は全農縣聯筑后出張所野口彦市の名儀にて継續小作を通告したるに依り地主は狼狽し直ちに野口を訪問し幾分の離作料を支給するを以て土地返還を希望したるも野口は直接地元たる味坂支部に交渉せられ度しと回答したり。地主は味坂支部長大中仁一郎其他に調停を依頼したる結果左記條件に依り円満解決せり。
發生	昭和九年五月三日
終熄	昭和〃年〃月二三日
關係地種類面積	田 一反四畝
小作人關係團体	全農縣聯味坂支部

備考

三条八ノ乙の分
一 昭和六年度分小作料二石五斗を免除したる上金五十円を小作人に涙金として交付すること
一 昭和六年六月十五日村役場（大刀洗）にて現金の授受をなし小作人は同日限り土地を返還すること

○ 五月二十三日解決の分
地主 柳直次郎、対小作人 橋本忠太郎
一 小作人は本年六月十五日限り土地を地主に返還すること
一 地主は昭和六年度小作料未納（小作料の留置）を免除し六月十五日迄に離作料として金二十五円を贈與すること